

特別永住者等の方へ
特別給付金を支給します

【対象】新宿区に外国人登録または住民登録をした日から引き続き2年以上区内在住で、次のすべてに該当する方
①1926年（大正15年）4月1日以前に生まれた方
②特別永住者の方（帰化した方を含む）
③公的年金（年額48万円以上）を受給していない方
④生活保護を受けていない方

【対象】区内に活動拠点を持つコミュニティ団体、地域センター登録団体、主な事務所が区内にあるボランティア・NPO等の社会貢献団体ほか
【対象事業】22年度に実施予定で、地域住民や団体等が交流できる次のいずれかの事業。▼文

【対象】区内に活動拠点を持つコミュニティ団体、地域センター登録団体、主な事務所が区内にあるボランティア・NPO等の社会貢献団体ほか
【対象事業】22年度に実施予定で、地域住民や団体等が交流できる次のいずれかの事業。▼文

障害者の自立・社会参加支援活動に助成

●障害者福祉活動事業助成
【対象】▼区内在住の障害者の方と家族の方、▼障害者への支援活動を行う区民の方・団体
【対象事業】障害者の自立や社会参加を促進するため22年度中に行う学習・研修事業、調査研究事業、啓発事業、福祉器具の開発ほか
※特定の個人の利益につながらるものを除きます。
【対象経費】講師謝礼、指

【対象】区内に活動拠点を持つ化・芸術活動の向上、▼青少年・高齢者の方の居場所づくり、▼世代間交流、▼区民への学習機会の提供、▼区民に開かれた子育て支援ほか
※ほかに助成を受けているもの、特定の方向対象とするもの、営利目的、政治的・宗教的活動を含むもの等を除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内（10万円を限度）
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申込期間等は各地域で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区と協働で、次の事業を実施する団体
【対象事業】子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」自主的な遊びを支援するため区内の公園で実施する、「プレイパーク活動」「啓発事業」
【助成金の交付】審査会で審査の上、交付
【申込み】所定の申込書を4月23日（金）までに子どもサービス課事業係（本庁舎2階）☎（5273）4544へお持ちください。申込書は同課で配布しています。

新宿区特別永住者等
福祉特別給付金

【対象】新宿区に外国人登録または住民登録をした日から引き続き2年以上区内在住で、次のすべてに該当する方
①1926年（大正15年）4月1日以前に生まれた方
②特別永住者の方（帰化した方を含む）
③公的年金（年額48万円以上）を受給していない方
④生活保護を受けていない方

【対象】新宿区に外国人登録または住民登録をした日から引き続き2年以上区内在住で、次のすべてに該当する方
①特別永住者の方（帰化した方を含む）
②身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
③1982年（昭和57年）1月1日前に満20歳に達した方で、1982年1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた方
④1982年1月1日前に重度障害者になった方、または1982年1月1日以降に重度障害者となったが、障害が発生した原因となる傷病の初診日が満20歳以降で、1982年1月1日前に受診した方
⑤公的年金（年額48万円以上）を受給していない方
⑥生活保護を受けていない方
⑦本人の前年の所得が基準額以下の方

【支給月額】2万円
【申請・問合せ】高齢者サービス課サービス係（本庁舎2階）☎（5273）4591へ。

【対象】区内に活動拠点を持つ化・芸術活動の向上、▼青少年・高齢者の方の居場所づくり、▼世代間交流、▼区民への学習機会の提供、▼区民に開かれた子育て支援ほか
※ほかに助成を受けているもの、特定の方向対象とするもの、営利目的、政治的・宗教的活動を含むもの等を除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内（10万円を限度）
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申込期間等は各地域で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区と協働で、次の事業を実施する団体
【対象事業】子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」自主的な遊びを支援するため区内の公園で実施する、「プレイパーク活動」「啓発事業」
【助成金の交付】審査会で審査の上、交付
【申込み】所定の申込書を4月23日（金）までに子どもサービス課事業係（本庁舎2階）☎（5273）4544へお持ちください。申込書は同課で配布しています。

コミュニティ団体等の活動に助成

【対象】区内に活動拠点を持つ化・芸術活動の向上、▼青少年・高齢者の方の居場所づくり、▼世代間交流、▼区民への学習機会の提供、▼区民に開かれた子育て支援ほか
※ほかに助成を受けているもの、特定の方向対象とするもの、営利目的、政治的・宗教的活動を含むもの等を除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内（10万円を限度）
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申込期間等は各地域で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区内に活動拠点を持つ化・芸術活動の向上、▼青少年・高齢者の方の居場所づくり、▼世代間交流、▼区民への学習機会の提供、▼区民に開かれた子育て支援ほか
※ほかに助成を受けているもの、特定の方向対象とするもの、営利目的、政治的・宗教的活動を含むもの等を除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内（10万円を限度）
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申込期間等は各地域で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区と協働で、次の事業を実施する団体
【対象事業】子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」自主的な遊びを支援するため区内の公園で実施する、「プレイパーク活動」「啓発事業」
【助成金の交付】審査会で審査の上、交付
【申込み】所定の申込書を4月23日（金）までに子どもサービス課事業係（本庁舎2階）☎（5273）4544へお持ちください。申込書は同課で配布しています。

重度障害者特別給付金

【対象】新宿区に外国人登録または住民登録をした日から引き続き2年以上区内在住で、次のすべてに該当する方
①特別永住者の方（帰化した方を含む）
②身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
③1982年（昭和57年）1月1日前に満20歳に達した方で、1982年1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた方
④1982年1月1日前に重度障害者になった方、または1982年1月1日以降に重度障害者となったが、障害が発生した原因となる傷病の初診日が満20歳以降で、1982年1月1日前に受診した方
⑤公的年金（年額48万円以上）を受給していない方
⑥生活保護を受けていない方
⑦本人の前年の所得が基準額以下の方

【支給月額】3万円
【申請・問合せ】障害者福祉課係（本庁舎2階）☎（5273）4520へ。

【対象】区内に活動拠点を持つ化・芸術活動の向上、▼青少年・高齢者の方の居場所づくり、▼世代間交流、▼区民への学習機会の提供、▼区民に開かれた子育て支援ほか
※ほかに助成を受けているもの、特定の方向対象とするもの、営利目的、政治的・宗教的活動を含むもの等を除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内（10万円を限度）
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申込期間等は各地域で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区と協働で、次の事業を実施する団体
【対象事業】子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」自主的な遊びを支援するため区内の公園で実施する、「プレイパーク活動」「啓発事業」
【助成金の交付】審査会で審査の上、交付
【申込み】所定の申込書を4月23日（金）までに子どもサービス課事業係（本庁舎2階）☎（5273）4544へお持ちください。申込書は同課で配布しています。

ひとり親（母子・父子）家庭等の福祉制度のご利用を

ひとり親家庭等の手当

いずれも所得制限があります。手当の支給は、原則として申請の翌月分からです。

児童育成手当（都制度）

(1)育成手当
【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、重度の障害の状態にある、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である
【手当額】児童1人に付き 月額13,500円

(2)障害手当
【対象】心身に障害（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）がある20歳未満の児童を養育している方
【手当額】児童1人に付き 月額15,500円

児童扶養手当（国制度）

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している母または養育者の方。①父母が離婚した、②父が死亡・生死不明・または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、重度の障害の状態にある、③父に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である
【手当額】所得に応じて月額9,850円～41,720円。児童が2人以上のときは、第2子は5,000円、第3子からは1人に付き3,000円を加算します。
※児童扶養手当法の改正で、22年8月分から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定です。

新宿区父子家庭手当（区制度）

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している父。①父母が離婚した、②母が死亡・生死不明・または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、重度の障害の状態にある、③母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（母の扶養がある場合を除く）である
【手当額】所得に応じて月額9,850円～41,720円。児童が2人以上のときは、第2子は5,000円、第3子からは1人に付き3,000円を加算します。22年1月1日時点で受給資格がある方は、22年6月30日までに申請し認定された場合、22年1月分から支給します。
※児童扶養手当法の改正で、児童扶養手当の対象が父子家庭の父にも拡大される予定です。改正後は、新宿区父子家庭手当は廃止する予定です。

特別児童扶養手当（国制度）

【対象】身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害、日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病・精神障害がある20歳未満の児童を養育している方
【手当額】重度障害児は月額50,750円、中度障害児は月額33,800円

その他の制度

ひとり親家庭の医療費助成

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、重度の障害の状態にある、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である
【内容】医療機関で健康保険による診療を受けた場合に、窓口で支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を申請日から助成します。所得制限があります。

母子福祉資金貸付

【対象】都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母等で、20歳未満の子どもを扶養している方
【内容】就学・就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。貸し付け内容ごとに限度額があります。面接による審査がありますので、子どもサービス課育成支援係の母子自立支援員にご相談ください。

ひとり親家庭休養ホーム

【対象】ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども
【内容】ひとり親家庭のレクリエーションのために、無料または低料金で指定の宿泊施設（JTB契約施設）と日帰り施設（東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、としまえん、東京ドームシティ、横浜・八景島シーパラダイス）を利用できます。子どもサービス課育成支援係で利用券をお渡しします。親のみ、子どものみでの利用はできません。

区では、ひとり親家庭等の生活支援、就業支援、経済的支援等を行っています。制度をご利用ください。
【問合せ】子どもサービス課育成支援係（本庁舎2階）☎（5273）4558へ。

家事や育児で手伝いが必要なとき

家事・育児サポート

残業・出張や資格取得のための通学で児童の世話ができないとき、保護者自身や児童の病気やけがで一時的に家事・育児の手伝いが必要なときなどに、ホームヘルパーやベビーシッターを頼めます。利用の前に登録が必要です。
【時間】午前7時～午後10時の間で2時間以上8時間未満
【費用】所得に応じて利用料金が掛かります。

仕事を探しているとき
仕事に役立つ資格を取りたいとき

ひとり親家庭自立促進事業
・自立支援給付事業

自立・就労支援のために、資格・技術取得の情報提供、職業訓練校の紹介、ハローワークへの付き添い、履歴書等の書き方のアドバイス、採用面接の練習、カウンセリング等を行います。
【助成金】児童扶養手当を受けているか同様の所得水準にある母子家庭の母を対象に、指定訓練講座を受講し修了したときに講座受講料の40%相当額を支給する制度や、看護師・介護福祉士・保育士などの国家資格取得のため2年以上の養成機関で修業している場合、修業中の全期間に訓練促進費を支給する制度があります（24年3月31日までに修業を開始した方が対象）。事前にご相談ください。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は☎（3209）1111、新宿区ホームページは🌐http://www.city.shinjuku.lg.jp/です。